

東京外かく環状道路(関越～東名)
沿線市区等による事業者への要請について

提出日	要請者
10月20日	調布市・調布市議会
10月20日	世田谷区
10月21日	杉並区
10月21日	杉並区議会
10月21日	武蔵野市
10月21日	三鷹市
10月21日	狛江市
10月21日	東京都
10月23日	練馬区

2世道計第82号
令和2年10月20日

国土交通省 関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所長 様

東日本高速道路株式会社 関東支社
東京外環工事事務所長 様

中日本高速道路株式会社 東京支社
東京工事事務所長 様

世田谷区長 保坂 展人

本線シールドトンネル工事における安全性の確認について（要請）

10月18日に調布市内で発生した道路陥没について、本線シールドトンネルが通過した後の直上で発生したため、区は、既に掘進が完了した世田谷区内で同様の事象の発生について、非常に強く懸念しております。

外環道の工事に関しては、安全な工法であること、また、工事を進める上で周辺住民への情報提供や丁寧な対応等を条件に、これまで区としても協力してまいりました。

しかし、今回の事象は、その根本をゆるがすものであり、区民の安全・安心確保の観点から、下記事項の早急な確認とその結果について、区への報告及び区民への周知を行い、原因究明がなされるまで、工事を再開しないよう強く要請いたします。

記

1. 確認事項

- (1) 陥没原因の解明及び本線シールドトンネル工事との関係性について
- (2) 世田谷区内における同様な事象発生の可能性の検証について
- (3) 掘進完了箇所における継続的な安全性の確認について
- (4) 本線シールド工事の影響による場合、今後の具体的な再発防止対策について

令和2年10月21日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

東日本高速道路株式会社代表取締役社長 CEO 小島 徹 様

中日本高速道路株式会社代表取締役社長 CEO 宮池 克人 様

杉並区長 田中 良

東京外かく環状道路(関越～東名)工事現場付近での陥没について(緊急要請)

東京外かく環状道路(関越～東名)本線トンネルシールドマシンが発進して以来、野川などにおいてシールドトンネル工事に起因する漏気等が発生し、当該地域の住民だけではなく、私どもの区民からも不安の声が寄せられています。また、シールドトンネル工事に伴う騒音や振動等による情報も寄せられ、本年9月に杉並区西荻区民集会所で開催されたオープンハウスなどにおいても、同内容の説明を求める声をいただいております。

こうしたシールドトンネル工事に不安を抱える中、令和2年10月18日、12時30分頃、東京外かく環状道路(関越～東名)本線トンネル(南行)工事現場付近である、調布市東つつじヶ丘2丁目の市道等で陥没が発生しました。

これまで、区からは国土交通省をはじめとする事業者に対して、再三にわたり当該事業の安全・安心確保の取組について継続的な対応を求めてきた中、今回の陥没が発生したことは誠に遺憾であります。

早急な原因究明を行うとともに、地域住民の安全確保、不安の解消に万全の対策を講じるよう、区民の安全・安心を守る立場の地元区として、次の事項について、強く要請します。

- 1 令和2年10月19日に開催された「第22回東京外環トンネル施工等検討委員会」において確認された調査を確実に実施し、当該陥没の原因究明を早期に図ること。
- 2 区及び区民に対して、原因究明及び原因がシールドトンネル工事と関係があった場合の再発防止策について、丁寧に説明し不安解消を図ること。
- 3 平成30年12月27日付け「東京外環(関越～東名)トンネル工事の緊急時の対応について」の記載事項について、実効性のある内容となるよう、見直し・改善を図ること。
- 4 今後の陥没時など異常事態における連絡体制及び現場対応が適切に行われるよう、今後、事業者として区への迅速かつ丁寧な連絡と現場対応体制の構築を図ること。
- 5 既に事業者の判断で一旦中止しているシールドトンネル工事を再開する際は、原因究明及びシールドトンネル工事と関係があった場合の再発防止策の徹底を図るとともに、区に十分な説明を行うこと。
- 6 引続き、沿線7市区と十分な情報共有を図り、定期的な協議の場を設けること。

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

東日本高速道路株式会社代表取締役社長 CEO 小島 徹 様
中日本高速道路株式会社代表取締役社長 CEO 宮池 克人 様

杉並区議会
議長 井口 かづ子

東京外かく環状道路(関越～東名)工事現場付近での陥没について(緊急要請)

東京外かく環状道路(関越～東名)本線トンネルシールドマシンが発進して以来、野川などにおいてシールドトンネル工事に起因する漏気等が発生し、当該地域の住民だけではなく、私どもの区民からも不安の声が寄せられています。また、シールドトンネル工事に伴う騒音や振動等による情報も寄せられ、本年 9 月に杉並区西荻区民集会所で開催されたオープンハウスなどにおいても、同内容の説明を求める声をいただいております。

こうしたシールドトンネル工事に不安を抱える中、令和 2 年 1 0 月 1 8 日、1 2 時 3 0 分頃、東京外かく環状道路(関越～東名)本線トンネル(南行)工事現場付近である、調布市東つつじヶ丘 2 丁目の市道等で陥没が発生しました。

これまで、区からは国土交通省をはじめとする事業者に対して、再三にわたり当該事業の安全・安心確保の取組について継続的な対応を求めてきた中、今回の陥没が発生したことは誠に遺憾であります。

早急な原因究明を行うとともに、地域住民の安全確保、不安の解消に万全の対策を講じるよう、区民の安全・安心を守る立場の地元区議会として、次の事項について、強く要請します。

- 1 令和 2 年 1 0 月 1 9 日に開催された「第 2 回東京外環トンネル施工等検討委員会」において確認された調査を確実に実施し、当該陥没の原因究明を早期に図ること。
- 2 区及び区民に対して、原因究明及び原因がシールドトンネル工事と関係があった場合の再発防止策について、丁寧に説明し不安解消を図ること。
- 3 平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日付け「東京外環(関越～東名)トンネル工事の緊急時の対応について」の記載事項について、実効性のある内容となるよう、見直し・改善を図ること。
- 4 今後の陥没時など異常事態における連絡体制及び現場対応が適切に行われるよう、今後、事業者として区への迅速かつ丁寧な連絡と現場対応体制の構築を図ること。
- 5 既に事業者の判断で一旦中止しているシールドトンネル工事を再開する際は、原因究明及びシールドトンネル工事と関係があった場合の再発防止策の徹底を図るとともに、区に十分な説明を行うこと。
- 6 引続き、沿線 7 市区と十分な情報共有を図り、定期的な協議の場を設けること。

2 武都ま第 327 号
令和 2 年 10 月 21 日

国土交通省 関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所長 関 信 郎 様

東日本高速道路株式会社 関東支社
東京外環工事事務所長 辻 功 太 様

中日本高速道路株式会社 東京支社
東京工事事務所長 中 岡 毅 様

武蔵野市長 松 下 玲 子

東京外かく環状道路（関越～東名）工事における安全性の確保について（要請）

令和 2 年 10 月 18 日、12 時 30 分頃、調布市東つつじヶ丘 2 丁目の東京外かく環状道路（関越～東名）本線トンネル（南行）工事現場付近において、調布市道等が陥没する事象が発生しました。

市としては、周辺住民の安全な生活に大きく影響する緊急事態が発生していると認識しており、今後掘進予定である武蔵野市内における安全性の確保について、強く懸念しております。

外環道の工事に関しては、安全な工法であること、また、工事を進める上で周辺住民への情報提供や丁寧な対応等を前提として、事業者との信頼関係の中で、市としても協力してまいりました。

しかし、今回の事象は、その根本を揺るがす由々しき事態であり、市民の安全・安心確保の観点から、下記の事項について強く要請いたします。

記

- 1 陥没の原因究明を早期に図るとともに、原因が究明されるまで工事を再開しないこと。
- 2 陥没原因がシールドトンネル工事と関係があった場合の原因と再発防止対策について、沿道住民に十分な説明を行い、不安解消を図ること。
- 3 平成 30 年 12 月 27 日付け「東京外環（関越～東名）トンネル工事の緊急時の対応について」の記載事項について、今回、陥没した緊急事態を踏まえ、実効性のある内容となるよう見直すこと。
- 4 今後もシールドトンネル工事に起因する事象について、沿線 7 市区及び沿道住民に対して、適時適切な情報提供を徹底するとともに、必要な対応を行うこと。

2 三再ま第 176 号
令和 2 年 10 月 21 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様
東日本高速道路株式会社 代表取締役社長 CEO 小嶋 徹 様
中日本高速道路株式会社 代表取締役社長 CEO 宮池 克人 様

三鷹市長 河村 孝

本線シールドトンネル工事における安全・安心の確保について（要請）

令和 2 年 10 月 18 日に東京外かく環状道路（関越～東名）本線トンネル（南行）工事現場直上（調布市東つつじヶ丘 2 丁目地内）で陥没事象が発生したことについて、本市は重大な事案として懸念しています。特に本市ではジャンクションやインターチェンジがあることから、慎重かつ安全な工事を行っていただくことが重要です。

つきましては、今回の事象について早急に原因を究明するとともに、市民の安全・安心を最優先のうえ、下記事項の早急かつ丁寧な対応を強く要請します。

記

1 要請事項

- (1) 早急に当該陥没原因の究明を図り、本線シールドトンネル工事の関係性について公表していただきたい。
- (2) 本線シールドトンネル工事の影響が確認された場合、具体的な再発防止策を徹底して行っていただきたい。
- (3) 市民に対して原因究明及び具体的な再発防止策について丁寧に説明し、不安解消を図っていただきたい。
- (4) 市や関係機関との緊急時の連絡体制については、今回の事象への対応を踏まえて再確認していただきたい。
- (5) 地表面等の現況を把握するとともに、監視体制をより強化するなど、安全・安心の確保を確実に行っていただきたい。
- (6) 中央ジャンクション（仮称）ランプシールドトンネル工事においても同様の対応を図り安全に行っていただきたい。

狛都ま発第 000632 号

令和 2 年 10 月 21 日

国土交通省関東地方整備局
東京外かく環状国道事務所長 様

東日本高速道路株式会社 関東支社
東京外環工事事務所長 様

中日本高速道路株式会社 東京支社
東京工事事務所長 様

狛江市長 松原 俊雄

東京外かく環状道路（関越～東名）工事の安全施工と市民生活の安心安全の確保
について（要請）

令和 2 年 10 月 18 日に発生した調布市東つつじヶ丘二丁目付近での道路陥没に伴い、市民生活に大きく不安が広がっております。現在のところ、東京外かく環状道路（関越～東名）工事との因果関係は不明とのことですが、改めて施工及び市民生活の安心安全の確保と不安の払拭に努めていただくとともに、下記のとおり要請いたします。

記

- 1 陥没メカニズムの早期解明、公表及び市民不安の払拭の取組み
- 2 工事箇所沿線における同様の事象及びその他の住環境への影響の可能性の検証
- 3 掘進完了箇所における継続的なモニタリング及び安全性の確認
- 4 緊急時の対応、連絡体制等の運用の改善
- 5 沿線自治体との更なる連携

2 建三環整第 49 号
令和 2 年 10 月 21 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 小島 徹 殿

東京都知事
小池 百合子

調布市における地表面陥没に対する緊急要望

10月18日、東京都調布市東つつじヶ丘2丁目において、調布市道の地表面陥没が発生した。付近では、東京外かく環状道路（関越～東名）のシールドトンネル工事を東日本高速道路株式会社が実施していることから、10月19日、応急措置後に有識者委員会が開催され、原因の究明に向けた今後の対応などについて議論されたところである。

都はこれまでも東京外かく環状道路（関越～東名）の事業について、安全を最優先にした工事を要望してきた。今後においても、地域住民の安全安心の確保と工事の安全性の確認のため、下記の事項について、早急に取り組むことを要望する。

記

- 1 発生した陥没に対し十分な調査を行い、早急に原因を究明すること。
- 2 沿線住民、とりわけ陥没箇所周辺の方々には、安全確保を第一に不安の払拭に向けて、地元自治体と連携しながら丁寧な説明や対応を行うこと。
- 3 本事象に関する原因や調査結果、今後の対応などについては、事業連絡調整会議を活用するなど、都や地元自治体との情報共有を図ること。

以上

令和2年10月23日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

東日本高速道路株式会社代表取締役社長CEO 小島 徹 様

中日本高速道路株式会社代表取締役社長CEO 宮池 克人 様

練馬区長 前川 耀男

東京外かく環状道路(関越～東名)工事における安全・安心の確保について (要請)

令和2年10月18日、調布市東つつじヶ丘2丁目の東京外かく環状道路(関越～東名)本線シールドトンネル(南行)工事現場付近において、市道等が陥没する事象が発生しました。

練馬区では、現在、大泉ジャンクション周辺の工事ヤード内で本線シールドトンネル工事等が進められています。今後、シールドマシンが住宅地の地下を掘進する中、これまで以上に、区民の安全・安心を最優先のうえ、慎重かつ安全な工事を行っていただくことが不可欠です。

つきましては、今般の市道等陥没事象の発生に際し、下記事項の早急かつ丁寧な対応を要請します。

記

- 1 発生した陥没に対し十分な調査を行い、早急に原因を究明し、区民および区に丁寧な周知、説明を行うこと。
- 2 陥没とシールドトンネル工事に因果関係があった場合には、再発防止策を示し、区民および区に丁寧な周知、説明を行うこと。また、既に一旦停止しているシールドトンネル工事を再開する際は、上述の再発防止策を着実に講じること。
- 3 事業者は、トンネル工事の緊急時に際して、「東京外環(関越～東名)トンネル工事の緊急時の対応について」(平成30年12月27日付け)を定めている。今回の事象への対応を検証したうえ、より実効性のある内容となるよう、見直し・改善を図ること。
- 4 施工状況や地表面等の現況を把握するモニタリングのあり方について、今回の事象を踏まえて、改めて検証すること。
- 5 引き続き、沿線7市区と十分な情報共有を図り、定期的な協議を行うこと。

以上